

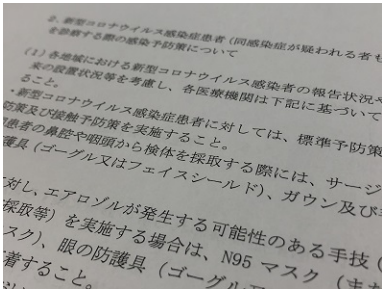
# 発熱や上気道症状で診療拒否「正当事由」該当せず 厚労省が都道府県などに事務連絡

🕒 2020年03月13日 15:10

いいね! 10    

📌 スクラップブック

🖨️ 印刷用



新型コロナウイルス感染症が疑われる人の診療に関する厚労省の事務連絡

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部は11日、新型コロナウイルス感染症が疑われる人の診療に関する事務連絡を、都道府県、保健所設置市、特別区に出した。患者が発熱や上気道症状を有していることだけを理由に診療を拒否すること

は、応招義務を定めた医師法第19条第1項における診療を拒否する「正当な事由」に該当しないと見解を示している。【新井哉】

事務連絡では、診療が困難である場合は、「少なくとも帰国者・接触者外来や新型コロナウイルス感染症患者を診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨すること」としている。

(残り509字 / 全764字)

この記事は有料会員限定です。  
有料会員になると続きをお読みいただけます。

登録して全文を読む >

ログインして全文を読む >

### 【関連記事】

> PCR検査を支援、大学病院や検査会社に試薬送付 - 国立感染症研究所「今後も希望に応じて配布」(2020/3/12)  経営

### CBnewsからのお知らせ

- ▶ **12/28**  
年末年始のメルマガ配信に関するお知らせ
- ▶ **12/23**  
年末年始のお問い合わせについて
- ▶ **08/23**  
新型コロナ感染拡大下のお問い合わせについて
- ▶ **08/12**  
お盆時期のメルマガ配信に関するお知らせ
- ▶ **08/10**  
事務所フロア移転のお知らせ

医療 介護 **CBnews**  
マネジメント

記事全文がお読みいただけるほか  
便利な機能もお使いいただけます **購読する**